

子どもの健やかな育ちを保障する「認可保育制度」拡充を求める意見書

六月二十九日、政府は少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定した。これは、経済成長戦略の一貫として提案されており、市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度導入を柱にするものである。日本経団連の「成長戦略二〇一〇」をはじめ、財界が長年求めてきた方向であり、子どもの権利や発達保障とは無縁の内容である。

現行の認可保育制度は、「公的責任」「最低基準」「応能負担」の三つの福祉の必要条件を柱とした保育制度である。一方、新システムの保育制度において、内容は、国と市町村の責任を後退させ、幼稚園と保育所を一体化した「子ども園」に営利企業を積極的に参入させる、予算は丸ごと「一括交付金」化して自治体の自由に任せるというものである。また、幼児一体化といながらも、幼児教育は単なる就学準備のための保育に、保育は保護者が働いている時間だけ預かる託児にするもので、これまでの日本の保育や幼児教育の到達を無視したもので、幼児一体化の名に値しないものである。

よって、箕面市議会は、国会及び政府に対し、政府が「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を撤回し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを生み育て、働き続けられる「認可保育制度」の拡充を図られるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月二十日

箕面市議会